

	改正前	改正後
控除方式	「寄附金－10万円」を所得控除	「寄附金－5千円」×10%を所得割から税額控除 (町民税6%、府民税4%)
控除対象限度額	総所得金額等の25%	総所得金額等の30%
適用額	10万円を超える寄附金	5千円を超える寄附金